

正保国絵図における支藩領記載について

——周防・長門両国を事例に——

喜 多 祐 子

- I. はじめに
- II. 正保図の作成過程
- III. 周防・長門両国の本藩・支藩領記載
 - (1) 萩本藩・支藩の居所表記
 - (2) 石高の記載
 - (3) 領別区分
- IV. 支藩に対する萩本藩と幕府の認識
- V. 支藩の領別区分の過程
- VI. おわりに

I. はじめに

江戸時代、慶長・正保・元禄・天保期にわたり、幕府は諸国の主要大名を絵図元に任じて、国絵図と郷帳（石高帳）を提出させた¹⁾。江戸幕府撰国絵図は以前からその存在自体は知られていたが、国絵図自体の研究が注目されはじめたのは1970年代からである。近世史学において、国家史を叙述する上で、国絵図が重要視されはじめたからである²⁾。福井保は閲覧が困難な内閣文庫所蔵国絵図を紹介し³⁾、東京大学史料編纂所は昭和53～55年度の3か年にわたり、国絵図とその関連史料の所在を全国的に調査し⁴⁾、その後の研究に大きな影響を与えた。

80年代には川村博忠がそれまでの研究成果をまとめて、『江戸幕府撰国絵図の研究』⁵⁾、『国絵図』⁶⁾を著わし、国絵図の作成過程・記載内容・諸国図の個別研究のほか、日本総図についても論証し、国絵図研究の基礎を築いた。黒田日出男は現存国絵図の検討を行い⁷⁾、

さらに国絵図研究の問題点、慶長・正保・元禄・天保各期の国絵図の特徴などを整理した⁸⁾。杉本史子は川村の著書を紹介しながらその問題点を挙げ、今後の課題をまとめ⁹⁾、また国家史の立場から全国的に描写が統一された元禄国絵図（以下、元禄図と略記）を考察し、当該期の国家・社会における位置づけを試みた¹⁰⁾。このように近年の国絵図研究のほとんどに、川村の研究成果が反映している。

90年代に入ってから、各地に点在する国絵図の個別研究がさらに盛んになり、また記載内容や関連諸史料などから地図史・歴史地理学・近世史をはじめとする諸分野の研究が進展している¹¹⁾。

こうした中で正保国絵図（以下、正保図と略記）の研究は、川村博忠の「正保肥前国絵図の作成経緯について」¹²⁾、「正保国絵図の調進と絵図様式の統一化について」¹³⁾、礪永和貴の「宇治市歴史資料館本『正保山城国絵図』の記載内容」¹⁴⁾、「正保国絵図の調査と『村差出帳』」¹⁵⁾などがあるものの、他の時期の官撰国絵図に比べ残存史料が少ないため、未解明な点も多い。また正保図と元禄図とでは縮尺などの点で共通点が多く¹⁶⁾、正保図は絵図基準により絵図様式の統一が促進され、元禄図にいたって完璧な内容の国絵図が完成された¹⁷⁾というイメージが先行している。正保期の特徴として、国絵図・郷帳の他に城絵図・道帳も併せて調進していることがあげられる。幕府は絵図元へ国絵図を2鋪作成させ、幕府と勘定奉行へ提出させている¹⁸⁾。

表1 正保防長両国図及びその付属史料の提出先と調進者

提出年月日	史料	提出先	調進者
慶安2・8・21 (1649年)	防長両国大絵図	幕府 井上政重	萩本藩絵図役人 江木次郎右衛門
慶安2・11・20	防長両国大絵図 周防国石高帳 長門国石高帳 周防国大道小道并灘道舟路之帳 長門国大道小道并灘道舟路之帳	勘定奉行 曾祢源左衛門	
慶安3・5・20	周防国石高帳 長門国石高帳 周防国大道小道并灘道舟路之帳 長門国大道小道并灘道舟路之帳	幕府 井上政重	

資料：川村博忠『江戸幕府撰国絵図の研究』，411～412頁を修正・加筆。

本稿で研究対象とした周防・長門（以下、防長と略記）両国では、慶長・正保・元禄・天保の4期にわたる萩本藩側の控図が現存するため、各期の比較が容易であり、また後述するように正保図¹⁹⁾に限って幕府から領別区分の表現が求められた（図1・図2）。すなわち防長両国では、萩藩主毛利秀就の一円支配であるにもかかわらず、支藩領の領域区分表現が幕府より求められたという特異なケースがみられ、絵図に当時の支配構造が投影されている。防長両国の国絵図調進についての正保図とその添帳類の調進の経緯を表1に示した。各国の正保図の原本は現存していないが、その控図や写図は全国各地に残存しており、福井の調査報告によると、内閣文庫に所蔵される写図には中川忠英旧蔵図と松平乗命旧蔵図中に防長両国国絵図を見ることができる²⁰⁾。

中川忠英旧蔵図を萩本藩控図と比較すると本藩の領主が交代しているが、松平乗命旧蔵図と萩本藩控図とを比較すると領主及び石高に変化が見られない（表2・図3）。

以上の点から、川村は、松平乗命旧蔵図は領主の在任期間から想定して正保図の写しであり、一方、中川忠英旧蔵図中の絵図は明暦の大火により消失した正保図を再徴収した絵図の写しであるとの見解を示している²¹⁾。しか

しこれら内閣文庫に所蔵される絵図には省略されている箇所が多いことから²²⁾、毛利家文庫の控図を本稿の研究対象とする。

毛利家文庫の正保控図の裏書には、「此絵図慶安二八月廿一日ニ井上筑後守様、同年十一月廿日ニ曾祢源左衛門様へ被指上候扣 江木二郎右衛門調之」²³⁾とあるように、幕府へ提出した献上図の控図であることが明記されている。「萬被仰出同御覧」²⁴⁾によれば、正保図作成にあたり、防長両国が萩本藩の一円支配であるにもかかわらず、支藩を別色で図示するよう求められたという経緯があったこと、また国絵図を提出した後もまだ郷帳・城絵図・道帳を提出していなかったため、控図を手元に残しておく必要があったとの記述が見られ、これが現存に繋がったものと思われる。

防長両国の正保図を研究したものとして、前述した川村の2冊の著書²⁵⁾が挙げられる。しかし当時の幕藩関係や、本藩と支藩の関係、また正保図作成過程において、防長両国は毛利秀就の一円支配にもかかわらず、幕府側が支藩である下松藩・長府藩の領分を別色で図示するよう求め、それに従った事実を指摘し、その理由についても言及しているが²⁶⁾、防長両国の当時の支配構造との関連づけなどが希薄であるように思われる。



図1 防長両国大絵図 (正保周防国絵図)
(山口県文書館所蔵, 毛利家文庫 58絵図-238)

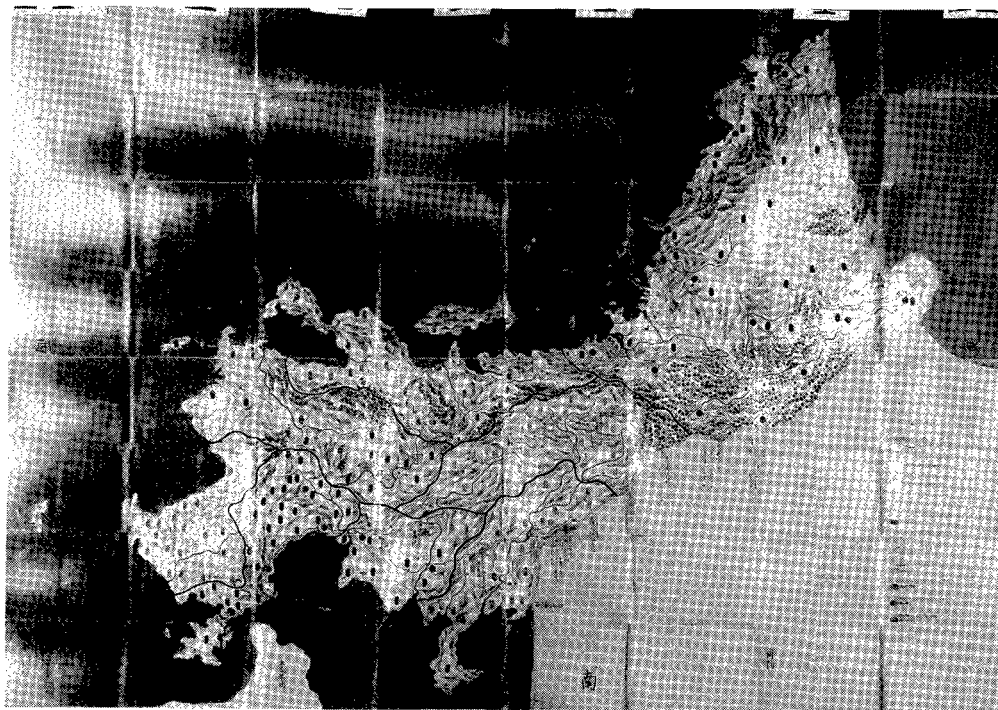


図2 防長両国大絵図 (正保長門国絵図)
(山口県文書館所蔵, 毛利家文庫 58絵図-238)

表2 正保・元禄国絵図控図と内閣文庫所蔵国絵図

		正保図(控)	松平乗命旧蔵図	中川忠英旧蔵図	元禄図(控)
周防	本藩 下松(徳山) 国高	松平長門守 毛利日向守 202,787石6	松平長門守 毛利日向守 202,787石6	松平大膳太夫 毛利日向守 221,787石6 ^①	松平大膳太夫 毛利飛驒守 202,787石6
長門	本藩 長府 下松(徳山) 国高	松平長門守 松平甲斐守 毛利日向守 161,623石4	松平長門守 松平甲斐守 毛利日向守 161,623石4	松平大膳太夫 松平甲斐守 毛利日向守 161,623石4	松平大膳太夫 松平甲斐守 毛利日向守 161,623石645

資料：川村著書(本文注5)，181頁)，福井論文(本文注3)，11・18・19頁)より作成。

注) ①川村は221,787石を202,787石6に修正。

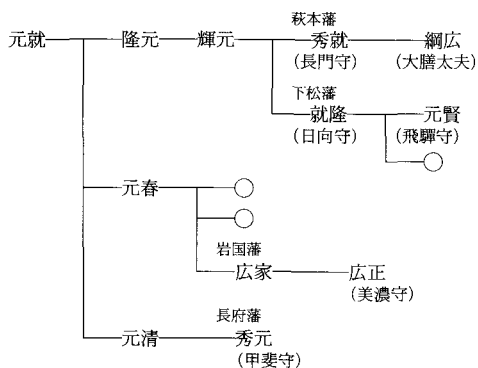


図3 毛利一門略系図

資料：山口県社会科教育研究会編『日本史山口県資料集』，山口県社会科教育研究会，1990，付録九より作成。

そこで本稿では，正保図中の描写内容および関連諸史料から当時の防長両国の支配関係を分析することを目的とする。具体的には，幕府の両国内における領分に対する見解，本藩の支藩に対する認識，さらに幕府・本藩の正保図の位置づけから，当時の幕府と萩本藩・支藩の支配関係を明確にしていきたい。

II. 正保図の作成過程

防長両国の正保図に関する史料としては，「萬被仰出同御窺」，『公儀所日乗』²⁷⁾，『福岡帳書抜』²⁸⁾，『大江氏四代實録』²⁹⁾，「松平大和守直基書状」³⁰⁾，「防長両国絵図色替二付申入覚并大目付井上政重返上」³¹⁾，『岩国年代記』³²⁾，『岩国御記録抄書』³³⁾などが残されて

おり，これらの史料から正保図の作成過程を知ることができる。これらの史料をもとに，正保図の作成過程を図4と表3にまとめて示した。両者を対比させると，表3中の5が図4の下絵図の段階，6が窺絵図の段階，8・9が清絵図の段階に該当する。表3中の8については，『公儀所日乗』の正保4(1647)年11月8日の条に，「御国絵図出来候二付」とあることから，清絵図と判断した。

正保元年12月16日に江戸留守居である福岡彦右衛門就辰が評定所へ出頭したところ，絵図の作成基準³⁴⁾を渡され，これに添った国絵図を作成するよう命じられた(表3の2)。絵図元として萩本藩の松平長門守秀就が割り当て

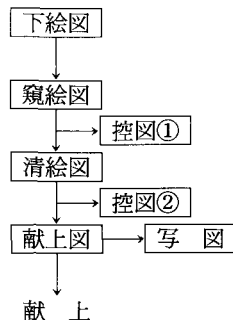


図4 国絵図作成過程

注) 山口県文書館に所蔵する正保図は，控図②にあたると思われる。

表3 正保防長両国図の作成過程

	年 月 日	摘 要 [() 内は出典]
1	正保元(1644)年12月14日	「…御用之儀御座候条、明後十六日ニ御評定場へ可罷出之御触御座候…」(①)
2	16日	「…此度諸国之絵図被仰付候間、此御書付之辻を以相調可指上候通被仰渡候…」(②)
3	17日	「…昨日仰渡候御ケ條之内ニ今少御意之通具ニ承取儀ニ候由申上候へ者、便上田勘助・惣山市之丞兩人被成御差出相對仕様子承候へと…、此上ニ而も不審なる儀御座候ハ、幾度茂御申上候へ之由被仰聞候…」(①)
4	18日	「…被仰渡候絵図之儀、御国本江飛脚ニ而申上候、御公儀被成御渡候御ケ條壱ツ、并小割承届候私之覚書壱通相添…」(①)
5	正保2(1645)年6月30日	「江木二郎右衛門・狩野太郎右衛門同道仕、…御国絵図之下書致持参懸御目候、則筑後殿御出候て御直ニ被成御覧様子被聞召候、早々下書出来申被入御念下書被成御見せ候段、無残所儀之由被仰候、左候て、弥御好も可有候条、絵図并御国之石高帳御届置にて、心静かニ一覽候て趣可被仰聞□ニ付而、惣山市之丞へ右之絵図・帳渡置罷帰候…」(①)
6	正保3(1646)年8月11日	「御国絵図出来申候ニ付而、江木二郎右衛門・加藤平衛兩人に而、惣山市之丞まで見せ申候…」(①)
7	12月12日	「…先五拾兩ニ相澄シ候様ニ候て、江木二郎右衛門・加藤平兵衛兩人を以、助左衛門へ申返候へ者、殊外助左衛門腹立仕、右安藝守殿被仰付候、段々其申候て分別不仕候、…周防・長門之絵図数大分有之儀ニ候へハ、五十兩ならて相調之儀ハ中々罷成間敷共申切候ニ付而、又押返シ、江木二郎右衛門・加藤平兵衛遺シ左様申候てハ不澄儀ニ候、於然者何程にて相澄シ可申哉と返而申聞せ候へ者、責而七拾兩被下候ハ、相澄シ可申ニ此内候てハ少もまけ申候事相成候間敷由申切候、…然共惣並有之儀とハ申分なから金高大方之儀ニ候へ者、爰元にて七十兩遺シ可申与相定候所も難相成ニ付而、右之通御国元へ早飛脚を以申伺候、各々連判之書状相調、并助左衛門申様之次第、江木二郎右衛門・加藤平兵衛覚書相添進上候、此色事次第二書之沙汰仕埒明可申候」(①)
8	正保4(1647)年11月8日	「御国絵図出来申候付而、江木二郎右衛門召連、井上筑後守殿へ致持参候、…少又好御座候而不納取候て罷帰候…」(①)
9	慶安2(1649)年8月21日	「井上筑後殿へ御国絵図、并石高一紙致持参、惣山市之丞へ相渡置候…」(①)

出典：①『公儀所日乗』、②「萬被仰出同御覧」

られた³⁵⁾。絵図元は1国に1名の大名が割り当てられたわけではなく、国内の支配関係に応じて、萩本藩のように数国を1大名に任せたり、また1国数名の領主が任命された。黒田日出男は、後者の場合、まず各領主が自分の領分の絵図を作成し、複数の領主のうちで一番知行高の高い者がこれらの絵図を総括し、国絵図を完成させたとの見解を示している³⁶⁾。

翌17日、福岡彦右衛門は絵図の作成基準で

不明瞭な箇所を大目付井上筑後守政重に尋ねたところ、家臣である上田勘助と惣山市之丞に尋ねるよう指示された(表3中の3)。不明瞭な箇所については何度もこの2人に謁見して尋ねることにより、幕府の意向に添った絵図を作成しようと試みている。諸史料にみられる福岡の行動から、絵図作成に関する諸準備は彼の独断に委ねられ、徹底して行われていたことが分かる。

正保2年6月30日には、福岡は絵図担当役人である江木次郎右衛門元直と萩本藩の御用絵師である狩野太郎右衛門を連れて、阿武郡の下絵図と郷帳を井上宅へ持参し³⁷⁾、井上から直々に了解の評価をうけているが、絵図・郷帳がより幕府の意向に添うよう、惣山へ提出し、熟覧してもらう(表3中の5)といった慎重な対応をとっている。

阿武郡の下絵図で了承をえると、今度は国全体の窺絵図を作成し、福岡は再び惣山らの意見を求めている³⁸⁾。元禄期では窺絵図を幕府の絵図担当者のところへ持参することが義務づけられているが³⁹⁾、正保図では、各国とも留守居ら同士が示し合わせて自発的に行なったようである。他国の窺絵図も何度もやり直しが幕府から命じられている。

こうしたプロセスを経て、最終的に献上用の清絵図が作成された。下絵図段階では諸藩の御用絵師、防長両国では狩野太郎右衛門という雲谷派の萩本藩御用絵師により作成されたが⁴⁰⁾、清絵図では幕府側から推薦された江戸狩野派の町絵師八田助左衛門が清書した⁴¹⁾。献上図は、先述のように1鋪は將軍へ、もう1鋪は勘定奉行へ提出された。

III. 周防・長門両国の本藩・支藩領記載

本稿で対象としている毛利家文庫の正保図は、周防国が南北330×東西553センチ、長門国が南北334×東西480センチと、大型の絵図である。縮尺は絵図の作成基準⁴²⁾に定められているように6寸1里で、山間部は3～4寸1里で描かれている。

大道・中道・小道・灘道及び航路が朱線、郡境は墨線で引かれ、河川・海洋は藍で彩色されている。なお本国の国境は線引きされておらず、連続する山形で描かれている。絵図は、ほぼ作成基準どおりに描写されているといえる。しかし萩本藩、長府藩、下松藩、岩国藩といった各藩領の石高記載や領別区分が異なる点が、正保防長両国図の特色といえる。

そこで本章では、まず各藩の描写方法を分析することにした。

(1) 萩本藩・支藩の居所表記

防長両国は萩本藩の一円支配であるため、元和の一国一城令に基づき、城は萩城しか存在しない。慶長図⁴³⁾には萩城の他に山口城(高嶺城)・横山城(岩国城)・串崎城(長府城)の記載がみられるが、正保図では慶長図でみられた城跡表記が残るのは山口城のみである。控図では萩本藩の居所は「松平長門守居城」と記載されており、城郭中心の景観的描写はみられないが、居城の周辺には堀の描写がみられる(図5)。同時期に城絵図調進が幕府より求められたため、城郭細部の描写は必要がなかったのであろう。

支藩の居所については、「一、甲斐守殿・日向守殿・美濃守住所、如先年書付可申哉之事」⁴⁴⁾と、長府藩の毛利甲斐守秀元、下松藩の毛利日向守就隆、岩国藩の吉川美濃守広元の居所を記すよう指示されている。指示どおり、控図中に居所の記載がみられるが、描写が萩本藩と長府・下松・岩国藩とは異なっている。例えば下松藩の場合には、城郭部の周りが墨色の四角で括られ、その城郭部の内側に領主名が「毛利日向守居所」と記載されている。また萩城郭にある堀はこれらの藩についてはみられず、萩本藩同様、城郭部の景観描



図5 「毛利長門守居城」周辺

(『正保長門国絵図』、『防長両国大絵図』)
(山口県文書館所蔵、毛利家文庫 58絵図-238)

写もみられない(図6)。同様の居所表記は、長府・岩国藩でもみられ、藩主名により居所を区別している。

なお下松藩では就隆の居所が領地の東側に位置し、街道(山陽道)からも外れていて不便であることを理由に、正保2(1645)年に幕府へ野上(徳山)への居所変更の申請を行い⁴⁵⁾、慶安元(1648)年に幕府から許可されて、同3年に転居している⁴⁶⁾。このように、国絵図作成以前に幕府からの就隆の転居許可が下りてはいるが、絵図では下松藩の居所が野上ではなく、下松のまま記されている。

(2) 石高の記載

長門国の畠紙(図面の余白)の石高記載に、
石高拾六万六千六百廿三石四斗
○(村形)松平長門守拝領之地
右之内

四万七千三百四拾九石八斗四升五合

○(村形)毛利甲斐守江配遣置候分

千八百拾二石五斗四升五合

○(村形)毛利日向守江配遣置候分

とある。「右之内」という記載から、萩本藩の表高166,623石4斗に長府藩の毛利甲斐守秀元、下松藩の毛利日向守就隆の石高が含まれており、長門国は萩本藩の一円支配であることが分かる。

一方、周防国の畠紙には、

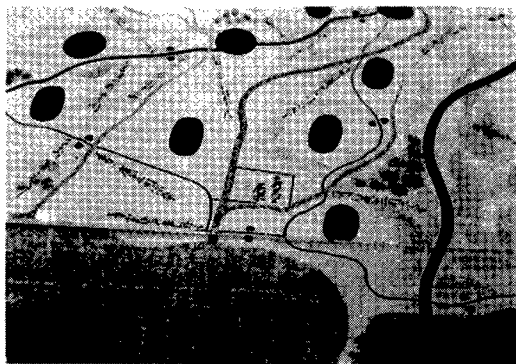


図6 「毛利日向守居城」周辺

(『正保周防国絵図』、『防長両国大絵図』)

(山口県文書館所蔵、毛利家文庫 58絵図-238)

石高貳拾万貳千七百八拾七石六斗

○(村形)松平長門守拝領之地

右之内

壺万八千七百三拾七石四斗五升五合

○(村形)毛利日向守江配遣置候分

とあり、正保長門国絵図同様、下松藩の毛利日向守就隆の所領は萩本藩の内分地となっていて、周防国も萩本藩の一円支配であることが分かる。しかし、岩国藩に関しては、実際は萩本藩の内分地であるにもかかわらず、そのような記載はなされていない(図7)。

このことは、郷帳⁴⁷⁾の記載形式からも確認できる。周防国都濃郡大道利村(現在の徳山市大道理)の記載を事例にとると、

一、五百拾四石九斗四升五合 大道利

内田方 四百四拾石四斗壺升四合

畠方 七拾四石五斗三升壺合

右、毛利日向守へ遣置候

とあるように、国・郡・村ごとに本・支藩ごとの所領の記載がみられ、相持の場合もその内訳を明確にしている。しかしこのような所領記載は長府藩・下松藩にはみられるが、岩国藩については国絵図・郷帳共に示されておらず、岩国藩の石高は、萩本藩の石高に含まれている。

(3) 領別区分

防長両国の正保図では、村形の縁の色分けによる領別区分がみられる。萩本藩の村形の縁は黒色で描かれているのに対して、長府藩の村形の縁には赤色、下松藩の村形の縁には緑色が用いられている。しかし岩国藩の村形の縁は萩本藩と同じく黒色で図示されている。これは以下に詳述するように、窺絵図の段階で幕府より長府・下松藩を別色で領別区分をするよう求められたため、本図が幕府の意向に沿って表現されたことを物語る。

防長両国絵図の色分けによる領別区分に関する萩本藩と幕府との交渉の過程を示したものが、表4である。

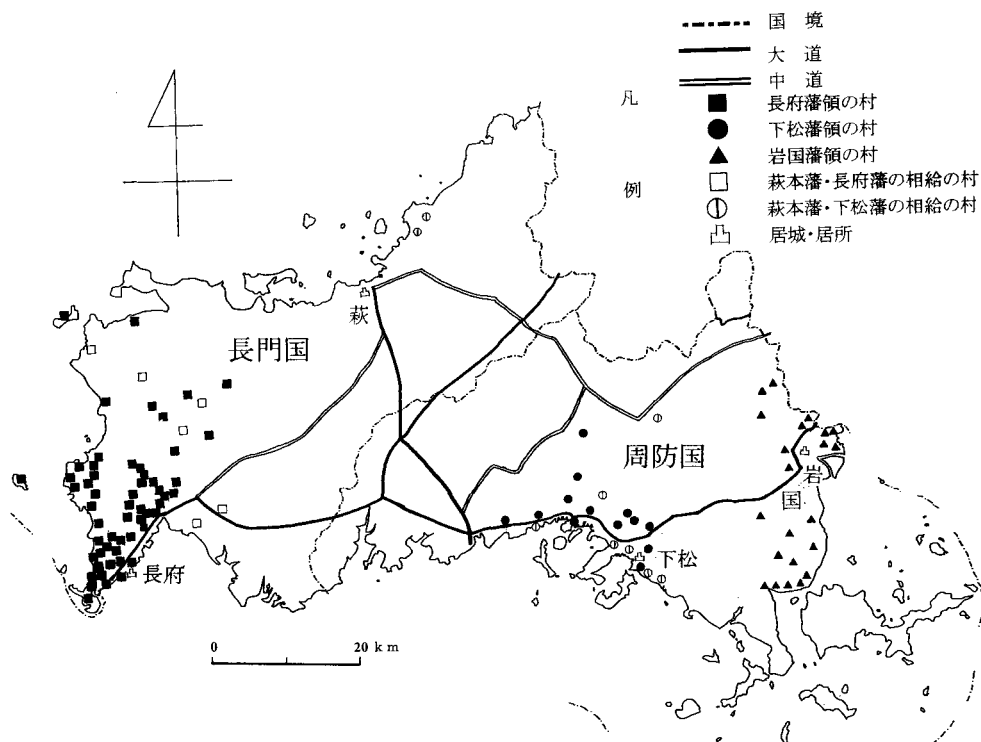


図7 防長両国における支藩別の村分布（正保期）

注）『周防国石高帳』（山口県文書館所蔵毛利家文庫 58絵図—238）『長門国石高帳』同館所蔵同文庫 58絵図—238）より作成。岩国藩については『岩国市史 上』（1970, 240-241頁）を参照した。

萩本藩ではこの色分けによる領別区分に抵抗を感じ、福間を介して藩主毛利秀就の書状を持参し、松平直基や阿部正之に井上への助言を求めている⁴⁸⁾。また松平直基が萩本藩の毛利秀就に宛てた正保3年11月12日付の書状の中で、阿部正之によれば、老中松平信綱は萩本藩と同意見であると言及している⁴⁹⁾。そこで、老中松平信綱を萩本藩の味方につけることで、上位権力からの圧力により穏便に事が進むように便宜を計ってくれるよう依頼するため、萩本藩側は老中の元へ参上した⁵⁰⁾。このように萩本藩は、色分けによる領別区分を回避すべくあらゆる手を尽くすが、結局は控図で色分けによる領別区分が明示されるように、幕府の意向どおりの別色で提出した。

萩本藩は別色で領別区分をすることに抵抗しながらも、それが許可されない場合、長府・下松藩だけを別色で図示するのではなく、岩

国藩についても別色での図示を求め、さらに「界目へ朱筋ヲ引き、便覧ニ備ン由ヲ申越サレ」と、色分けではなく、境界に朱線を入れることで領別区分をしたいと求めている⁵¹⁾。しかし、こうした甲斐もなく、この萩本藩の願いが受け入れられなかったことは、絵図及び関連諸史料から明らかである⁵²⁾。別色で色分けをすることで、絵図内で目立つのを避けたかったため、境界線による領別区分を萩本藩は提案したと思われる。しかし、境界を朱線で表現すると、交通路も朱線で引かれているため、幕府は混同を避けようと、朱線による領別区分を許可しなかったものとみられる。

なお『公儀所日乗』では、正保図の提出が遅れた理由として、秀元・就隆領分の色分けによる区分の件で手間取ったこと、献上までの間たびたび作成し直しを命じられたことなどをあげている⁵³⁾。

表4 防長両国正保図の色分けによる領分区分に関する経過

	年月日	摘 要 (() 内は出典)
1	正保3(1646)年8月11日	「…絵図之内、色分之沙汰可有之儀候、長門守殿御本年(手)配毛利甲斐守殿・同日向守殿御領分別々ニ相見候之やうに、三色ニ可仕候由被仰渡候」(①) 「…甲斐守との、日向守殿領内別色ニ仕候へ与被仰聞候…」(②)「…秀元・就隆ノ領地同色ナリ、之ヲ別色ニナシ進ラスヘキ由ヲ達セラル」(③)
2	12日	「井上筑後殿へ参絵図過(色)分之儀、いかか可有御座与御理申上候様子別色ニ有之」(②)「…御国本江早飛脚ニ而申伺候…」(②)
3	9月朔日	「右之様子、殿様被聞召、筑後殿被仰付、案外ニ被思召、とかく此儀御理可被仰上との儀ニ付、御内證之儀大和守様・阿部四郎五郎様へ御頼ミ被仰渡候、尤筑後殿へも御状被遣候…」(①)「…去月十一日…秀元・就隆ノ領地ヲ別色ニ為スヘキ旨ヲ達セラレシ由ヲ、公承知有ラセラレ意外ニ思召サレ、防長ハ東照宮以来寸分モ除地ナク一朱印ニテ、公頂戴ナシ玉ヒ、支封両君へハ内分地ナレハ異彩ニ可為ニ非ス、且先年モ一色ニテ繪圖調進スレハ、此度モ古例ニ遵由シタキトテ、此旨ヲ杉目就房ニ命シ簡ヲ江戸ニ差遣ハシ…」(③)
4	19日	「…御状差出、彦右衛門口上ニて申上候ハ、両国絵図一色ニ被仰付被下候様ニと長府守方申越候、自然此儀不被為相成候者、吉川美濃守へ遣置候領分迄も甲斐守・日向守領知ことく別色ニ被仰付被下候様と之御座候通申上候へハ、…甲斐守殿・日向守殿ハ御直之御奉公候、吉川殿者長門守殿御家来之儀候へハ、別色ニ者相成間敷候条、美濃殿領内之儀者長門守殿御年(本)手同前ニ可有御調之由被仰候て、右之御理分別候ニ付、此段御国へ彦右衛門方申上候…」(①)「…福岡就辰、公ノ簡ヲ井上筑州へ持参シ、繪圖ニ從テ進達セン事ヲ請ヘトモ、筑州領掌ナシ」(③)
5	10月18日	「去月十九日…井上筑州侯領掌ナキニ付、公ヨリ尽(書)翰ヲ筑州候へ差越サレ、若一色ニナシ難クハ界目ヘ朱筋ヲ引テ、便覧ニ備ン由ヲ申越サレ、筑州候・安倍氏へ倚頼ナシ玉フ」(③)
6	11月8日	「右之状・御書付(10月8日付け)、十一月八日ニ江戸着仕候致故、大和様・阿部四郎五郎殿へ福岡彦右衛門致参上、右之御理り之様子申上候へハ、大和様・四郎五郎殿も尤思召候間、筑後殿へ持参可仕候通被仰候…」(①)
7	9日	「…御状・御覚書筑後殿へ彦右衛門持参仕、御理之様子口上ニても被申上候へ共、筑後殿不被遂御分別候、就夫阿部四郎五郎殿筑後殿へ御出候て、右之様子内證ニて被仰候へハ、筑後殿被仰候ハ…不相成候通被仰之由、四郎五郎殿御物語被成候…」(①)
8	12月12日	「…伊豆殿へ四郎五郎殿被申上候…、筑州方何共不被申出内者、此方指図仕候儀不相成候由、伊豆殿御物語被成候由、四郎五郎殿被仰候…」(①)
9	正保4(1647)年1月27日	「両国絵図ノ事ニ付、松平和州侯・直基・安倍氏四郎五郎へ公ヨリ贈尽(書)福岡就辰持参ス…」(①)
10	2月3日	「安倍氏正之・福岡就辰ヲ同道シテ、閣老松平和州侯へ詣リ、公ヨリ両国絵図ノ事ニ不審セラレシ書翰、并ニ將軍三世ヨリ下サレシ朱印ノ写ヲ持参シ、旨趣ヲ説得ス」(③)

出典：①「萬被仰出同御窺」、②『公儀所日乗』、③『大江氏四代實録』。

IV. 支藩に対する萩本藩と幕府の認識

以上の経緯からも明らかなように、ここで問題とされるのは、萩本藩が正保図作成に際して、色分けによる支藩の領別区分の方法に固執したことである。以下では、この事実を認識した上で、萩本藩と幕府との支藩についての認識の差異について考察してみることにはしたい。

「萬被仰出同御覧」⁵⁴⁾に、「周防・長門一国ニ被為拝領候御判、頂戴仕候首尾御座候条、両国一色ニ仕度候」とあって、防長両国については徳川家康の書状及び秀忠の朱印状により、萩本藩が防長両国を拝領する旨が記されており、長府・下松藩はその分地であるため、色分けなどせず、一色で絵図を作成したいという記述がみられる。また、「此吉川美濃守事、分限茂日向守より上ニ而御座候」と岩国藩は下松藩よりも石高が高い点、さらに「甲斐守・美濃守事者、権現様御意を以、安芸境二者吉川、豊前境二者甲斐守置候様にと被仰出、于今無相違罷居候」と、家康自身が国境に長府・岩国藩の位置づけをしている点をあげて、岩国藩は防長両国内において決して家格が低いわけではなく、萩本藩では長府・下松・岩国の各支藩を同格に扱っているために、別色で図示する場合は、岩国藩も長府・下松藩と同様に別色図示で扱いたい旨を、幕府へ申し出ている。つまり、萩本藩では、幕府から領地を拝領して、防長両国を一円支配しており、長府・下松藩は萩本藩の領地を分地している毛利家一門にすぎない。また色分けを幕府から許されなかった岩国藩については、長府・下松藩と同格の支藩であるとの認識をもっていることが分かる。そのため、岩国藩だけを領分区分しないことに、萩本藩は抵抗を感じていたのであろう。

しかしながら『萬被仰出同御覧』に「吉川殿者、長門守殿御家来之儀候へハ、別色二者相成間敷候条、美濃殿領内之儀者、長門守殿

御本年(手カ)同前ニ可有御調之由被仰候て」とあるように、幕府は、長府・下松藩が將軍へ直の奉公であり、また支藩と認める一方で、岩国藩を支藩とは認めておらず、萩本藩毛利秀就の一家臣であると認識していたことが分かる。寛永11(1634)年、吉川氏は將軍に列すべき機会を逸したため、それ以後岩国藩は支藩とは認められず、正式に大名として待遇されなくなった⁵⁵⁾。これが原因で、今回の色分けの対象とはならなかった。

田中誠二は、萩本藩が岩国藩を家来と位置づけはじめるのは、慶安期頃からだと推定している⁵⁶⁾。先述したように、正保期においては吉川氏を家来と認識していなかったことがわかる。萩本藩では、他の毛利家家臣と同様に扱うのではなく、幕府へのたてまえ上、毛利家家来と位置づけてはいるが、実際の行政上は長府・下松藩と同様に岩国藩を扱っていたと考えられる。

V. 支藩の領別区分の過程

先述のように、萩本藩は長府・下松藩を内分地と考えていたため、色分けによって領別区分した絵図は、防長両国が萩本藩の一円支配であることを読み取りにくくする。そのため作成過程のうえで、萩本藩は最後まで一円支配であることを強調し、別色での領分図示にかなり抵抗を感じていた。

では、幕府側が領別区分を指示してきた要因について、他国と比較をしながら、検討してみることにはしよう。

表5は、現存する他国の正保図における領別区分の表現方法を一覧したものである。これによると、色分けによる区分のほか、村形内に「いろは記号」を記入する形で領別区分がされている国も少なくない⁵⁷⁾。つまり領別区分の表現方法が国により異なり、全国的に不統一であった。また、領国一円支配の場合でも、支藩の領分区分がみられるケースがある。

防長両国を「いろは記号」ではなく、色分

けによって領別区分を行った理由の一つとしては、萩本藩、長府藩、下松藩と領別区分する藩が少なく、多数の色を用いる必要がなかったと推測される。表5の筑前国・肥後国の事例もほぼ同様のことがいえよう。

また図7の藩領域からも明らかなように、下松藩は居所のある周防国だけではなく、長門国内にまで所領が散在していることから、色分けにより領分を示す方が領域を把握しや

すかったことも要因の一つであろう。

表5によって、他国の領別区分について概観すると、一藩が一国支配する場合、領別区分をする必要がなかった。一方、山城国については多数の領主が存在したため、領別区分をするとかえって煩雑になるため、山城に限り領別区分はされなかったことが指摘されている⁵⁸⁾。

「萬被仰出同御覧」には、色分けの件につ

表5 正保国絵図における領別区分の表現方法

国名	史料名	所蔵	領別区分表現方法	出典
出羽 武蔵	記載ナシ 武蔵国絵図	市立米沢図書館 国立公文図書館	いろは記号 記載ナシ	川村著書 (1990) 『新編埼玉県史 通史 3 近世1』附録 (1988) 川村著書 (1984) 『新潟県史 通史編 3 近世1』口絵 (1987) 『長野県史 近世史料編 9 全県』付録 (1984) 『岡崎古絵図集』(『新編岡崎市史』特典付録) (1993) 『岐阜県史 史料編 近世一』付録 (1965) 「現存古地図の歴史地理学的研究(一般研究A)」(1980), (『東京大学史料編纂所報15』, 1980) 「現存古地図の歴史地理学的研究(一般研究A)」(1980) 磯永論文 (1994) 川村著書 (1984) 『加古川市史 第五巻』付図1 (1987) 「現存古地図の歴史地理学的研究(一般研究A)」(1980) 「現存古地図の歴史地理学的研究(一般研究A)」(1980) 川村著書 (1990) 川村著書 (1984) 川村著書 (1984) 坂本敬司・松尾容孝「鳥取県立博物館所蔵の国絵図」, (『鳥取県立博物館研究報告33』, 1996) 「現存古地図の歴史地理学的研究(一般研究A)」(1980) 川村著書 (1990) 川村著書 (1990) 『琉球国絵図史料集 第一集—正保国絵図及び関連史料』(1992)
伊豆 越後	伊豆国絵図 正保四年越後国絵図	国立公文図書館 新発田図書館	記載ナシ いろは記号	
信濃	信濃国絵図	上田市立博物館	いろは記号	
三河	三河国絵図	岡崎市	略記号(○, △等)	
美濃	美濃国絵図	岐阜県立図書館	いろは記号	
越前	越前国絵図	福井県立図書館	いろは記号	
加賀	加越能三箇国国絵図	金沢市立図書館	いろは記号, △印	
山城 和泉 播磨	山城国絵図 ナシ 正保播磨国絵図	宇治歴史資料館 南波松太郎氏① 国立公文書館	記載ナシ いろは記号 いろは記号	
淡路	淡路国絵図 正保三	国立史料館	記載ナシ	
美作	美作一国之絵図	岡山県立博物館	記載ナシ	
備前 備中 出雲 因幡	備前国九郡 備中国十一郡 出雲国絵図 因幡国絵図	岡山大学附属図書館 岡山大学附属図書館 国立公文書館 鳥取県立博物館	いろは記号 いろは記号 記載ナシ 村形内に「大山嶺」	
周防 長門 阿波	防長両国大絵図 防長両国大絵図 阿波国絵図 正保三	山口県文書館 山口県文書館 国立史料館	村形緑色分け 村形緑色分け 記載ナシ	
筑前 肥後 琉球	筑前国十五郡 記載ナシ 琉球国絵図	福岡市美術館 熊本大学附属図書館 東京大学史料編纂所	村形緑色分け 村形緑色分け 記載ナシ	

注) ①は現在、神戸市立博物館所蔵

いて他国の留守居に問い合わせたところ、一国を複数の領主が治める場合は、色分けをするとの記述がみられる。防長両国の場合、萩本藩の1藩だけが当時存在したのではなく、長府・下松・岩国藩といった複数の藩が存在したため、領別区分をするよう求められた。

また『大江氏四代實録』では、

福間就辰、(中略)、両国絵図分色ノ事ヲ
演説セシハ、窃ニ諸家調進ノ製鉢ヲ聞シ
ニ、一国ニテ数家ノ分別朱印ニテ割領セ
シハ各別色ニナス

とあるが、表5の結果からも分かるように、複数の領主が1国を統治する場合に、幕府は諸国に領別区分を求めたのに対し、萩本藩では朱印状が与えられた複数の領主によって、1国が統治されている場合にのみ区分すると解釈していた。

幕府は国絵図をみることで、諸国の支配構造を一瞥で理解できる点からも、領別区分をしておきたかったと推測される。また幕府は、領別区分をした国絵図を徴収することで、幕府から領地を与えられている事実、すなわち幕藩体制の根幹にかかわる給地を諸国領主に印象づけることも可能であった。

また正保図作成過程の間、萩本藩が防長両国を一円支配していることにこだわり、その旨を幕府へ何度も申し出ている点から、国絵図作成以前に起こった朱印状問題が今回の国絵図の色分けによる領分区分の問題に関連していると推測される。

寛永11(1634)年間7月に実施された「諸国諸家御朱印御改」では、秀忠から家光へ將軍の代替わりにあたり、新たに家光の名前で領地朱印状が与えられた⁵⁹⁾。これによれば、

大炊殿・讃岐殿被仰渡候者、此度諸国諸家御朱印御改被仰付候間、周防・長門両国御先代之御朱印之写を仕、被差上、御朱印御改之御奉行衆江可被相渡候

とあるように⁶⁰⁾、福間は朱印改奉行へ家康の書状、及び秀忠の朱印状の写しを提出した。そ

の際、「毛利甲斐守殿・同日向守殿知行を此朱印之内ニこもり申哉、但又御両令知行ハ此外ニて候哉」と、朱印改奉行より尋ねられた。

甲斐守・日向守の知行は「御朱印之内」で、「周防・長門両国之儀者、少茂ぬけめなく、一篇ニ長門守致拝領、権現様・台徳院様御二代御書物・御朱印頂戴仕通」である旨を、福間は述べたが、朱印改奉行側は福間に朱印状の原本の提出を求めた。幕府側はその写しが原本とは異なり、一円支配を望んでいるのは萩本藩の一存ではないかと憶測していたと考えられ、結果としては萩本藩の防長両国一円支配が安堵された。しかし、今回の国絵図作成の際にもこの一件が影響を与え、幕府側では防長両国内での支配関係が今少し釈然としないため、萩本藩が一円支配を主張しても聞き入れず、長府・下松藩の領分については、色分けにより図示するよう幕府は求めた。長府・下松藩が將軍への「御直之御奉公」である点⁶¹⁾、岩国藩の居所が描写されている点も含めて考察すると、国絵図に領別区分をすることは、幕府が防長両国内での支配関係及び領域を明確にすることを目的としたといえよう。

また領地朱印状には「信濃殿被仰候ハ、御先代(の書状と朱印状)ハ右之分ニ候共、今度之御朱印ハ可為各別との御詞下ニ相聞へ申ニ付」とある。すなわち、朱印改めの際、老中土井利勝と酒井忠勝に内々に頼んで、長府藩の秀元と下松藩の就隆は、萩本藩には内密で朱印状を得ようとしていたという背景があった⁶²⁾。この計画が成就した場合、萩本藩の総石高は長府・下松藩の石高分だけ減ることになる。しかし、結果として長府・下松藩には朱印状が公布されず、従来通り萩本藩の防長両国一円支配が安堵された。

この朱印改めの一件が契機となり、萩本藩の防長両国一円支配に対する意識がより高まったと思われ、さらに領別区分を幕府より求められたことで、萩本藩側では、一見、長府・下松両藩が独立しているようにも理解さ

れかねないため、色分けによる領別区分を回避したかったものと推察される。また先述したように、一国一円支配の場合は色分けをする必要がないことから、萩本藩としては、防長両国一円支配をしているとの認識から、支藩を別色にする必要がないと判断したと考えられる。ここに、萩本藩と幕府との支藩に対する考え方に懸隔があったといえる。

VI. おわりに

本稿では正保防長両国図にみられる当時の藩内事情から、萩本藩の支藩に対する認識、幕府の防長両国内の諸藩への認識、及び萩本藩、幕府の正保図における支藩の位置付けについて検討した。この結果、当時の幕藩関係及び本藩・支藩関係、藩内事情までが防長両国の正保図の中に反映されており、萩本藩と幕府との間には支藩についての考え方に違いが生じていた点が、絵図とそれに関係する諸史料を通して読み取ることができた。

幕府が領主ごとの所領絵図ではなく、国単位で絵図を徴収したことは、国ごとに作成することにより国境が明確になるばかりか、1国が複数の領主で統治されている場合は、国内の入り組んだ支配領域や領地の位置関係も理解でき、また諸国を総括することが容易になることを意味する。それゆえ、諸国の支配関係を明確にすることにより、最終的には諸国へ権力を誇示し、各藩に対して上位権力としての幕府の存在を再確認させる狙いがあったともみてとれよう。支配関係を明確にすることは、幕府の権力基盤を固めるための1つの手段であった。また慶長図作成以後、大名の改易・転封により領地の範囲が変化していくので、それを確認するためにも正保度の国絵図徴収で所領確認が重要視されたのである。萩本藩の支藩色分けの一件にしても、防長両国の支配構造を掌握する上で、幕府は萩本藩の申し入れを許可することができなかったものと推測される。

先述したように、一般的には、1国を複数の領主が治める場合には領別区分がされているが、萩本藩側では本藩の一円支配であるにもかかわらず、別色で本・支藩の所領が区分されていることは、特異なケースといえる。そこには絵図内の表現のひとつひとつが、幕府や諸藩にとって重要な支配関係をも意味していた。防長両国における正保図の調製は、本・支藩関係に対する幕府・萩本藩の見解を明確にする機会になったといえる。

幕府から下された絵図の作成基準に則した絵図作成への腐心や、何度も下絵図を持参している点などから、萩本藩の幕府への忠誠を読み取ることもできる。色分けによる領別区分に難色を示した萩本藩も、1色で描けるよう努力するが、結果は報われず、

四郎五郎殿被申候ハ、右之分ニ候ヘハ、
此上ハ御手遣も難成儀ニもお于今絵図調
次第二御指上可然候被仰候ても、不相調
儀ニ絵図御指上候所御延引候ヘハ、筑後
殿被存所もいかゞ敷候由ニ申候、大和守
様も四郎五郎殿被申分無余儀被思召候由
候付

とあるように⁶³⁾、幕府側の態度をうかがいながらも、色分けをして提出せざるを得なかった。しかし、萩本藩としてはあきらめきれず、正保4(1647)年2月3日に、「公ヨリ両国絵図ノ事ニ付進セラレシ書簡」と「將軍三世ヨリ下サレシ朱印ノ写」を信綱へ持参し、再度井上へ圧力をかけてもらえるよう要請したが、拒否された。この結果最終的には領分区分による図示を行なっている⁶⁴⁾。

しかし、その一方で長府・下松・岩国藩の居所の表現は同様に描写された。『石高訂正帳』の慶安2年5月10日の奥書に、「御三家へ御配帳共割付可指上之通申伺、御高を以書付指上申」、また「甲斐守殿・美濃守殿・日向守殿江御配当之地、絵図ニ書付指上可申候旨□御高、右之次第相調指上申候」と、防長両国総石高が慶長18年・寛永11年の石高と異なる旨を幕

府へ伝達する際、長府・下松・岩国藩への配当分も付記されている⁶⁵⁾。しかし、これ以後に提出された正保図及び正保郷帳には岩国藩への内分地分の記載はみられず、居所の記載にとどまっている。

本稿では正保防長両国図を通じて、支藩に対する萩本藩と幕府との認識の相違をみてきた。幕府は岩国藩を萩本藩の家臣として認識していたにもかかわらず、萩本藩側が長府・下松藩と同様に岩国藩主の居所の記載を求めた点や、元禄防長両国図でも、長府・徳山(下松)藩と同様に、引き続き岩国藩居所が描写された点にも着目し、幕府が正保図に限って領別区分を求めた意図をさらに検討することを課題としたい。

(神戸大学・院)

〔付記〕

本稿は、平成9年度神戸女子大学へ提出した卒業論文の一部を修正・加筆したものである。ご指導いただいた文学部史学科の河手龍海教授、今井修平教授に御礼申し上げます。また本稿をまとめるに際しては神戸大学文学部の長谷川孝治教授、藤田裕嗣助教授から指導を受けた。記して深く感謝致します。なお本稿の骨子は、平成10年5月30日の兵庫地理学協会5月例会(於：神戸市外国語大学)で発表した。

〔注〕

- 1) 土田直鎮(1981)：現存古地図の歴史地理学的研究(一般研究A)，東京大学史料編纂所報16，25頁。
- 2) 杉本史子(1992)：国絵図研究の位置と課題—川村博忠氏『国絵図』によせて—，日本歴史529，85頁。
- 3) 福井保(1978)：内閣文庫所蔵の国絵図について(続)，北の丸10，3～23頁。
- 4) 土田直鎮(1978・1980)：現存古地図の歴史地理学的研究(一般研究A)，東京大学史料編纂所報14・15，45～53頁・70～95頁。土田論文，前掲1)25～27頁。
- 5) 川村博忠(1984)：『江戸幕府撰国絵図の研究』，古今書院，534頁。
- 6) 川村博忠(1990)：『国絵図』，吉川弘文館，251頁。
- 7) 黒田日出男(1980)：現存慶長・正保・元禄国絵図の特徴について—江戸幕府国絵図・郷帳管見(二)，東京大学史料編纂所報15，1～21頁。
- 8) 黒田日出男(1986)：国絵図についての対話，歴史評論433，27～39頁。
- 9) 杉本論文，前掲2)84～94頁。
- 10) 杉本史子(1988)：国絵図作製事業と近世国家，歴史学研究別冊，126～138頁。
- 11) 干川明子(1991)：国絵図における枝郷の性格—縁埜郡三波川村を事例として—，群馬文化226，11～15頁。阿部俊夫(1993)：会津藩における元禄国絵図の作成と会津布引山争論，福島県歴史資料館研究紀要15，13～61頁。矢田俊文(1994)：摂津国絵図と村，市史研究とよなか2，2～37頁。小野寺淳(1995)：絵図に描かれた自然環境—出羽国絵図の植生表現を例に一，歴史地理学172，21～35頁等がある。
- 12) 川村博忠(1973)：正保肥前国絵図の作成経緯について，佐世保工業高等専門学校研究報告10，173～186頁。
- 13) 川村博忠(1978)：正保国絵図の調進と絵図様式の統一化について，歴史地理学紀要21，55～84頁。
- 14) 磯永和貴(1994)：宇治市歴史資料館本「正保山城国絵図」の記載内容，歴史地理学169，23～45頁。
- 15) 磯永和貴(1996)：正保国絵図の調査と「村差出帳」—山城国・相模国を中心に—，鷹陵史学22，61～100頁。
- 16) 土田論文，前掲1)26頁。
- 17) 杉本論文，前掲10)127頁。
- 18) 川村著書，前掲5)134頁。
- 19) 毛利家文庫「防長両国大絵図」，山口県文書館蔵。正保期の周防国絵図，長門国絵図の2点が含まれている。
- 20) 福井論文，前掲3)11・18～19頁。
- 21) 川村著書，前掲5)177～184頁。
- 22) 矢守一彦(1992)：『古地図への旅』，朝日新聞社，201頁。
- 23) 前掲20)。
- 24) 毛利家文庫「萬被仰出同御覧」『秀就様御代之記録物』，山口県文書館蔵。
- 25) 川村著書，前掲5)410～414，419～427頁。川村著書，前掲6)92～93，95，112，114頁。

- 26) 川村著書, 前掲5) 421~427頁。
- 27) 毛利家文庫『公儀所日乗』, 山口県文書館蔵。
- 28) 毛利家文庫『福間帳書拔』, 山口県文書館蔵。
- 29) 毛利家文庫『大江氏四代實録』, 山口県文書館蔵。
- 30) 毛利家文庫「松平大和守直基書状」, 山口県文書館蔵。
- 31) 毛利家文庫「防長両国絵図色替ニ付申上覚并大目付井上政重返上」, 山口県文書館蔵。
- 32) 岩国徴古館編(1984):『岩国年代記(一)』, 岩国徴古館, 49頁。
- 33) 毛利家文庫『岩国御記録抄書』, 山口県文書館蔵。
- 34) 文化年間に幕府の書物奉行をつとめた近藤守重は, 当時紅葉山文庫に保管されていた国絵図の来歴を調査して, その関係資料を自著の『好書故事』に収載しているが, 収載されている絵図基準は条目の全部を示したのではなく, 国絵図作成上, 一国全体にかかわる条目と城絵図にかかわる条目は除外されている。(川村著書, 前掲5) 121頁。)
- 35) 前掲28) 正保元年12月16日条。川村著書, 前掲5) 118頁。
- 36) 黒田論文, 前掲7) 3頁。
- 37) 前掲27) 正保2年6月30日条。
- 38) 前掲27)・29) 正保3年8月11日条。
- 39) 川村著書, 前掲5) 129頁。
- 40) 田中助一は, 萩藩初期の分限帳(寛永2年・同6年・同14年・正保2年)において, 雲谷派の絵師も苗字は雲谷ではなく, 狩野派の姓が用いられていることを指摘している(田中助一(1978): 防長における狩野派の画家, 山口県地方史研究39, 25頁)。雲谷派は雪舟の画風の他に, 狩野派の画風も取り入れているためであろう。狩野太郎右衛門も雲谷派の系統で, 太郎右衛門(のち仁右衛門)は通称で, 正式には三谷等宿盛直といい(萩市史編纂委員会編(1987):『萩市史』第3巻, 618頁), 鷹を書くことで定評のあった絵師(近藤清石(1932):『防長人物誌』, 防長史談會, 206頁)と考えられる。
- 41) 川村著書, 前掲5) 132頁。
- 42) 萩藩側控えは前掲24)と前掲29)に収載。
- 43)『周防長門十四郡高辻絵図』, 宇部市立図書館附設郷土資料館蔵。
- 44) 前掲25), 前掲31), 前掲35)では「一, 甲斐守・日向守・美濃守住所御先年書付可申哉之事」とある。
- 45) 前掲24)・27) 正保3年9月19日条。
- 46) 前掲24) 慶安元年6月16日条。
- 47) 毛利家文庫「周防国郷帳」, 山口県文書館蔵。
- 48) 前掲24)・29) 正保3年9月19日条。
- 49) 前掲36)。
- 50) 前掲29) 正保4年2月3日条。
- 51) 前掲29) 正保3年10月18日条。また「防長両国絵図色替ニ付申上覚并大目付井上政重返上」前掲31)では「一, 両人之領地境目為被分御覧候ハヽ, 境目計に色替引申候事」とある。
- 52) 前掲24)では, 「右之絵図防長両国一色ニ不相成候ニ, □(兼)々吉川美濃領分之儀も, 甲斐守・日向守領分同前ニ別色ニ被仰付候様との御理ニ候へ者, 筑後殿被遂分別, 甲斐守・日向殿御領計別色ニ, 美濃殿領分ハ御本手と一色ニ相調候付, 程々御手をつくされ, 御理被仰候へハ, 不相叶候」とある。
- 53) 前掲27) 慶安2年8月21日条に, 「右之絵図本紙者, 頓ニ出来候へ共, 甲斐守殿・日向守殿御領分色分御好之分ニ調替, 其上書付ニも色々御好ニて, 手間入延引ニて如之候事」とある。
- 54) 前掲24)。
- 55) 田中誠二(1993): 萩藩朱印高考, 山口県史研究1, 34頁。
- 56) 田中誠二(1988): 萩藩の本・支藩関係をめぐって, 山口県地方史研究61, 25~26頁。
- 57) 川村著書, 前掲5) 142~145頁。
- 58) 磯永論文, 前掲14) 29頁。
- 59) ①毛利家文庫『御両国朱印并毛利甲斐守・毛利日向守御朱印事』, 山口県文書館蔵。②同文庫『防長両国御朱印改覚書』, 同館蔵。
- 60) 前掲59)①。以下①の史料による。
- 61) 前掲24)。
- 62) 田中論文, 前掲56), 16頁。
- 63) 前掲24)。
- 64) 前掲24)・29)。
- 65) 毛利家文庫『石高訂正帳』, 山口県文書館蔵。